

平成25年3月27日

平成24年度 知立市まちづくり委員会

第3回 提言書

知立市まちづくり委員会

知立市長 林 郁夫 様

提 言 書

(平成24年度 第3回)

平成25年3月27日
知立市まちづくり委員会

はじめに

知立市まちづくり委員会では、第1回提言書（8月31日）において次の3項目について提案し、①と③については第2回提言書（1月10日）において再提案いたしました。

- ①知立市版ギネスブック[仮称]の創設
- ②永久の愛と感謝の手紙[仮称]の創設
- ③レンタル自転車の活用増進と自転車優先動の設置

②についても第1回提言書提出後も引き続き議論を進めてきましたので、その結果を踏まえて再提案いたします。

また、上記3項目以外のテーマについても議論してきましたので、今回、その中から新たに1つの項目をご提案いたします。

ご検討いただき、実現に向けて施策へ盛り込んで頂きますよう、お願いいたします。

提言 3-1 永久の愛と感謝の手紙[仮称]の創設（提言 1-2 改訂）

第 5 次知立市総合計画（後期基本計画）

“ろまんを語れるまち”「幅広い世代が暮らすまち」

“いきいきとしたまち”「市民のための行政」の実現に向けた提言

第 1 回提言書提出後に市担当課にて検討していただいた結果、次の 4 点が実施にあたっての課題と提示されました。

- (1) 一部の市民に限定されたサービスとなる可能性がある
- (2) 民間で同様のサービスを実施している
- (3) 実施するための経費が高額となる
- (4) 市として実施するサービスとしての品質を担保するために検討すべき事項が多い

これらの課題を念頭に実現に向けて検討を進めてきた結果を以下に示します。なお、検討にあたり作成したポスター/ちらし、申込用紙、作業手順の案を添付しますので、それらも参考にしてください。

（1）一部の市民に限定されたサービスとなる可能性がある

人はいつか死亡します。その時に愛する人に自分の気持ちを伝えたいという願いをかなえるサービスです。従って、知立市で生活し死を迎える人全員が対象となります。

また、市長が掲げる「家族のようなまち」になるためには、その元である夫婦・家族が思いやり、愛し合うことが不可欠です。そのような夫婦・家族が増えれば、このサービスの利用者も増えることでしょう。

さらに、生前、相手に直接言葉で気持ちを伝えてきた人であっても、亡くなった直後に愛と感謝の気持ちを伝えることができれば、本人にとっても相手にとっても、これほど嬉しいことはないと確信しています。

以上のことから、このサービスは知立市民全員を対象としたものと考えます。

（2）民間で同様のサービスを実施している

民間で実施しているサービスは、「〇〇年後に配達する」ことが前提です。それに対して、このサービスは「死亡した（死亡届がだされた）直後」に「そのような手紙が届くことを知らなかった人」に配達されることに意義があります。

死亡届は知立市に住民登録している者であれば、（原則）必ず知立市役所に提出されます。市役所以外の会社や団体が実施している場合、家族が契約していることを知っており、かつ、その会社や団体に連絡した場合に限られ、手紙が相手に届かないケースや、予め相手に手紙が届くことを伝えるなど、この手紙の趣旨とは異なってしまいます。

また、「ポスター/ちらし」にも記載した通り、「愛と感謝の気持ち」を伝えることが目的の手紙ですから、既存の民間サービスやタイムカプセルとは趣旨が異なり、利用者を取り合うような状態にはならないと考えます。

なお、知立市役所に死亡届が提出されることが前提となるので、死亡時に知立市に住民登録されている知立市民のみが利用できることとなります。

(3) 実施するための経費が高額となる

申込者が知立市から転出した、手紙を渡す相手が先に死亡した、手紙を渡す相手と離婚した・愛情が薄れた、等など受け付けた手紙が不要となる場合があります。こうした手紙が蓄積し必要な手紙を探し出すことが煩雑となることを避けるために、期限（例えば10年間）を設けて一旦返却し、手紙を渡したい気持ちが続いている場合は再申込する方法を提案します。これにより、手紙の保管や死亡届提出時の手紙の有無確認に要する手間が簡素化され、基幹システムの改修や保管場所の確保のための経費が削減できると考えます。

(4) 市として実施するサービスとしての品質を担保するために検討すべき事項が多い

(1)～(3)に記載したことを実現した場合、必然的にサービスの対象が制限されてきます。さらに追加すべきと思われる免責事項を含め、「利用申込書」に注意事項として記載しました。

このサービスは生活に直結するものではなく、市民に夢とロマンを与えるものです。生活が豊かに、便利になることは言うまでもありませんが、夢が持てる、ロマンを感じるまちであることも「住みやすいまち」とするために必要と考えます。換言すれば、夢やロマンを与えるサービスの場合は、様々な事態に対処可能な「パーフェクト」な状態を目指して経費と手間をかけるよりも、むしろ、免責事項を明確にして安価で手軽な状態にし、市民からの意見やアイデアに柔軟に対応できることが望ましいと考えます。

永久の愛と感謝の手紙

やさしい(優しい)人と出会い

ロマン(夢と希望)を語り

まこと(真実)の愛を知り

いきた(生きた)証しを

文章は稚拙でも心を込めて綴る永久の愛と感謝の手紙です

申込人の死亡届が提出された時点で受取人に市役所より郵送されます。
この手紙は文章は稚拙でも素朴で物質では量れない重い感謝の気持ちを
記述して自分の心からの何事にも代えがたい感謝の真心を自分の死後
そっと伝えたい…そんな思いが綴られた手紙を知立市が責任を持って
受取人に送付するシステムです。

～ご利用方法～

- ①所定の封筒を市役所窓口にて購入する。※1000円
(切手代、書留代、保管費等含む)
- ②所定の封筒(知立市役所にて購入)に手紙を入れる。
(重さが50gまでのもの)
- ③申込用紙(知立市役所にて配布)の太枠部分を記入する。
- ④完成した手紙(所定の封筒)と申込用紙を市役所窓口にて提出する。
- ⑤あなた(申込人)がお亡くなりになられた後、受取人(届け先)
に手紙が届けられます。

「永久の愛と感謝の手紙」 申込用紙

申込日		西暦	年	月	日
申込人	ふりがな				
	名 前	印	生年月日	T・S・H	年 月 日
	住 所	〒 知立市			
	連絡先	〒 電話番号			
※書類不備等ありましたらこちらに連絡させていただきます					
受取人	ふりがな				
	名 前				
	住 所	〒			
市役所記入欄	承認	担当	備 考		受 付 日
					年 月 日
	/ /	/ /			管理番号
注 意 事 項	①申し込み手数料1,000円(書留郵便料金を含む)いかなる場合も手数料の返還はしません ②申込人は知立市に住民登録されている事、受取人は国内に居住している事 ③市役所では内容の確認及び開封をしません、従って記述については一切責任を負いません ④遺書としての効力はありません(金品に関する事項や、相続等の記述はしないで下さい) ⑤災害等の不可抗力による手紙の喪失によりシステムの実行が出来ない事があります ⑥申込後10年以内に申込人の死亡届が提出されない場合申込人へ返送します(再申込可能です) ⑦申込人が市外転出届を提出された場合は申込人に返送します ⑧受取人が住所変更等で書留郵便が市役所へ返送された場合廃棄処分します ⑨申込人から返却の手続きがなされた場合は返送します ⑩行政システムの変更等によりシステム遂行が困難となった場合手紙は申込人へ返送します ⑪手紙の届け先に変更等があった場合は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください ⑫手紙(所定封筒内)の重さは50gまでとします				

きりとり

「永久の愛と感謝の手紙」 受取証

知立市役所 ○○課

電話番号 0566-00-0000

管理番号

担当
/ /

永久の愛と感謝の手紙実施手順

申込人	市役所
<p>手紙の作成と申込手続き 手紙の申込手続きを確認 手紙を作成し書留郵便封筒に入れて封をする 市役所へ持参して申込書に必要事項を記入 手数料千円を添えて提出</p>	<p>申込受付 申込書の内容を確認 住民記録情報に登録されている事を確認 内容に問題がなければ受理手続きへ</p> <p>受理の手續き 預書の発行 預書へ必要事項の記入 申込用紙の複写を申込人に渡す 申込用紙の原紙と手紙を保管庫に保存</p>
<p>申込受付の確認 預書と申込書の記載内容を確認 預書と申込書の複写受取</p>	
<p>申込人死亡時 死亡届けの提出(代理人)</p>	<p>住民情報への記入 手紙の申込が確認された場合 書留郵便の発送 受取人の住所氏名及び差出人欄へ 市役所所在地記入 送付手續きの終了書に記入(一定期間保存) 手紙が送り返された場合 一定期間保存後廃棄 (シュレッダーに掛ける)</p>
<p>市外へ転出した場合 手紙の申込書を持参して返却の手續きをする</p>	<p>申込の確認と返送手續き 書留郵便の発送 申込人の住所氏名及び差出人欄へ市役所所在地記入 送付手續きの終了書に記入(一定期間保存) 手紙が送り返された場合 一定期間保存後廃棄 (シュレッダーに掛ける)</p>
<p>返却の手續きがされた場合 手紙の申込書を持参して返却の手續きをする</p>	<p>申込の確認と返送手續き</p>

市役所の保管及び管理体制

保管庫

- 8ヶ所(ア、カ、サ、タ、ナ、ハ、マ行)の保存枠
 (マ行にヤ、ラ、ワを含む)
 (1枠30位の格納容量)
- 施設が可能で耐震、耐火能力を擁する

手紙の保管状況及び経過処置

- 一定期間毎に保管庫内を複数担当者により確認
- 保管期間の終了状況
- 10年を経過した手紙は申込人への返送処理
- 保管枠の入れ間違い
- 紛失、申込人死亡時の送付漏れ等問題事項の有無
 (期間内に死亡届けの提出された住民情報との照合)
 (期間内に転出届けの提出された住民情報との照合)

提言 3-2 防災

第5次知立市総合計画（後期基本計画）

“安全に暮らせるまち”「災害に備えたまちづくり」の実現に向けた提言

3. 1.1 東日本大震災以降、市民の自然災害に対する関心が高まっています。災害への対応は市、地域コミュニティ（町内会等）、家庭・個人各々の立場で検討し、いざという時に速やかに対応できるよう準備しなければなりません。

その中で、「市民一人ひとりが災害対応に対する当事者意識を高める」との観点から各委員から出されたアイデアを列挙し、提案といたします。なお、防災活動は町内（自主防災会）が自主的に進めていますが、町内毎に人口、年齢層、地域活動への関心度が異なり、効果的な活動ができない町内も少なくありません。従って、町内の事情に応じて、防災活動に市が積極的に関わることも必要と考えます。

以下に提示する各項目について実現に向けて検討していただきたい。

- 防災ズキンの中に避難時の必需品を入れ込んだのを作成する研修があった。様々な機会を利用して同様の講習会を開催することにより、災害時に自分の身は自分で守る意識が高まるのではないかと。また、避難時に必要なものは人によっても異なると思われる。自作防災ズキンの品評会・コンクールを開催し、様々な人の考えを見聞きすることにより、自分に必要な物品を考える機会にもなると考えます。コンテストは防災ずきんに限定せず、防災グッズ全般について開催する方法も考えられます。
- 市内の様々な場所に格納されている備蓄品について、どこに、どのような物が、どの程度の量備蓄されているか知らない市民も多い。備蓄品の入れ替え作業を周辺住民が行うことで備蓄品に対する認識が高まると考えます。
- 住民の避難確認や衣食住の確保など、広い地域を一括して管理することは災害時には難しいので、組レベルの狭い範囲を単位とした取り組みに防災体制を見直した方が効果的ではないかと。八ツ田町で具体的に取り組みはじめており、それを参考に他の町内にも展開できるように市が支援していただきたい。
- 各町内（自主防災会）の防災活動を紹介する「防災活動事例発表会」[仮称]を開催していただきたい。例えば、各町内会（自主防災会）が活動内容を紹介したパネルを作成し、総合防災訓練の際に展示することが考えられます。これにより、各町内（自主防災会）の防災意識や体制を向上させることが期待できます。
- 平日の日中には多くの男性が不在となり、災害時に中学生が機動力となることが期待される。町内（あるいは組レベル）の防災体制に中学生を組み入れ、中学生の役割を明確にしていきたい。授業中の被災を考慮して、中学校と各町内が連携した防災訓練も必要と考えます。

- 小学校で家庭における防災に関する授業、あるいは、小学生を対象とした家庭や居住地における防災訓練を実施していただきたい。大人は町内会の活動に関心が薄いですが、子どもが関わることで一緒に考え、あるいは、活動に参加する可能性が高まると考えます。
- 災害時の市（消防署や消防団を含む）の役割を市民にわかりやすく説明していただきたい。市（消防署や消防団を含む）に対して過度に期待している市民は多いと思われませんが、その役割が明確になることで、自ら行うべきことの認識が高まると考えます。
- 災害が発生する曜日や時間帯によって実際に動ける人が異なります。この点を考慮した防災体制（人の動き）のシミュレーションを各町内会に要請するとともに、市職員（各学校の教職員を含む）の体制（人の動き）についても市民に提示していただきたい。

以上